## 防火·防災委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県自治会館防火・防災管理規程(平成18年訓令第5号。 以下「規程」という。)第5条の規定により設置する防火・防災委員会(以下「委 員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、規程第2条第1号に規定する館内総括責任者をもって充てる。
- 3 副委員長は、規程第3条に規定する防火・防災管理者をもって充てる。
- 4 委員は、規程第4条に規定する防火・防災責任者(新潟県市町村総合事務組合 (以下「組合」という。)の防火・防災責任者を除く。)をもって充てる。

(委員長の職務及び職務代行)

- 第3条 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)のとき は議長となる。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

- 第4条 委員長は、必要に応じて会議を招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(審議事項)

- 第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 消防計画の作成及び運用に関する事項
  - (2) 自衛消防隊の編成及び運用に関する事項
  - (3) 消防訓練の実施に関する事項
  - (4) その他防火・防災管理上必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、組合人事会館課において行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成19年8月13日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。